

平成 30 年度（2018 年度）

豊中市非常勤職員選考試験募集案内

平成 30 年（2018 年）12 月

豊中市

1. 募集職種	社会福祉職（有特定資格）
2. 勤務場所	健康福祉部福祉事務所
3. 勤務内容	生活保護に関する面接相談業務（面接相談、電話相談、生活保護申請の受理、相談記録の作成、パソコンを使用した事務処理、関係機関との連絡調整等。）
4. 勤務時間	週 30 時間勤務（1 日 7 時間 30 分、週 4 日勤務）
5. 報酬	月額 196,830 円（平成 30 年（2018 年）12 月現在）※通勤分報酬あり（上限 55,000 円） ※その他の手当（期末勤勉手当、退職手当等）は支給されません。
6. 任用期間	平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで（1 年間） ※1 年間を良好な成績で勤務した場合には、再任されることがあります。
7. 採用予定人数	1 人
8. 受験資格	○下記①②のいずれかに該当する人 ① 昭和 29 年（1954 年）4 月 2 日以降に生まれ、社会福祉主事任用資格があり、相談業務等に従事した経験が 3 年以上ある人。 ② 昭和 29 年（1954 年）4 月 2 日以降に生まれ、社会福祉士資格又は精神保健福祉士資格を有し、相談業務に係る経験が 1 年以上ある人。 ○地方公務員法第 16 条（下記参照）に定める欠格条項に該当する人は受験できません。 1. 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。） 2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 3. 当該地方公共団体（豊中市）において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 4. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条に規定する罪を犯し刑に処せられた者 5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
9. 試験科目	一次試験：書類選考（試験申込書・作文） 【作文課題】「豊中市の非常勤職員として採用されたら、あなたの知識、経験、能力を豊中市政にどのように活かしていきたいですか」（800 字以内、別紙様式、本人自筆） 二次試験：個人面接（個人面接時にパソコン操作あり）
10. 申込方法	所定の試験申込書（写真添付）・作文及び合否通知返信用定形封筒（23.5 cm×12 cm、450 円分の切手を貼付）を福祉事務所へ提出（随時受付）。郵送の場合は、封筒の表に「申込書在中」と朱書きし、簡易書留郵便にて下記お問合せ先に送付してください。
11. 合否通知	本人宛文書にて合否を通知します。
12. その他	※申込みにより送付された情報はこの採用試験の円滑な遂行のために用い、その他の目的には一切使用しません。※採用者が決定次第、募集は終了します。※通勤手段は、各自で確保してください。職務遂行にあたっては、職員以外の者が関わることはできません。
13. お問合せ先	豊中市健康福祉部福祉事務所 企画・経理係 ☎06-6858-3273 〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1